

### 3. 基本的考え方

#### 1) 「権利の主体」である社会の一員

障害のある私たちに関係することを決めるときは、必ず私たちの意見を聞いて決めることが一番大切です。そのためには、情報が伝わらなければ、なにも決めることはできません。今までのように、本人抜きで決められた制度によって、がまんしたり、あきらめたりするのではなく、私たちは、自分に関することのすべてを自分で選んで、決める権利があります。

#### 2) 「差別」のない社会づくり

「差別」とは、区別して、扱いに差をつけて、分け隔てすることです。差別には、合理的配慮がないことも含まれます。

「障害」を理由として差別しない、されない社会をつくれます。

#### 3) 「社会モデル」的観点からの新たな位置付け

障害のある人が暮らしにくい、生きにくいのは、壁（バリア）を作っている社会に問題があるからです。そうした社会の壁を取り除くためには、私たちの社会が変わらなければなりません。

#### 4) 「地域生活」を可能とするための支援

施設や病院などで暮らすことを押しつけられることなく、誰とどこに住むかを選び、地域で自立した生活ができるように、必要とする適切な支援を受けられるようにします。

#### 5) 「共生社会」の実現

一人一人の個性や違いを認め、障害のある人も、ない人も、同じ人間として共に生きる社会を実現します。それは、誰にも出番や役割があり、その人らしく生きられる社会です。